

第6期 筑前町障がい福祉計画

第2期 筑前町障がい児福祉計画

(令和3～5年度)

- 第1章 計画の基本的な考え方
- 第2章 障がい者の状況
- 第3章 成果目標
- 第4章 障がい福祉サービスの活動指標
- 第5章 地域生活支援事業
- 第6章 障がい福祉サービスの円滑な実施のために

令和3年3月

筑前町

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

平成 18 年 4 月、増加するサービス利用への対応や障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう支援することなどを目的に「障害者自立支援法」が施行され、安定的かつ効率的な制度体制を確保するため、障がい福祉施策の抜本的な見直しが行われました。

その後、障がい者の地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法）」が「障害者自立支援法」に代わって施行されました。また、平成 28 年 6 月には、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の一部が改正され、平成 30 年 4 月から施行されることとなり、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとされました。

筑前町では、「障害者総合支援法」に基づき『筑前町障がい福祉計画 筑前町障がい児福祉計画』を策定し、障がい福祉サービスの提供等を計画的に推進してきましたが、『障がい福祉計画（第 5 期）及び障がい児福祉計画（第 1 期）』の計画期間が令和 2 年度で終了することから、今後の障がい福祉サービスの提供体制の計画的な整備や推進を目的に、『第 6 期筑前町障がい福祉計画 第 2 期筑前町障がい児福祉計画』を策定します。なお、計画の期間については令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、策定にあたっては、障害者総合支援法第 87 条第 1 項に基づく「基本指針」に即したものとし、上位計画である「筑前町総合計画」や「筑前町地域福祉計画」、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「筑前町障がい者計画」、「筑前町子ども・子育て支援事業計画」その他の関連する計画との整合性を図りました。

3 計画の趣旨

障がいのある人などの社会参加や地域共生の観点から、令和5年度を目標年度とする障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として「成果目標」を設定します。また、目標を達成するために障がい福祉サービス等の必要な量等を「活動指標」として見込み、その確保のための方策を定めます。さらに、障がい福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めます。

4 計画の基本理念

① 自己決定の尊重と意思決定の支援による共生社会の実現

障がいのある人などが主体的に決定し、意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供することで、地域でいきいきと暮らすことができる社会の実現をめざします。

② 地域生活を支える障がい福祉サービス等の提供体制の整備

福祉施設や病院から地域生活への移行を促進し、地域生活への移行支援や地域生活の継続支援、就労支援などに対応したサービス提供体制の整備に努めます。

③ 障がい児の健やかな成長のための支援体制の整備

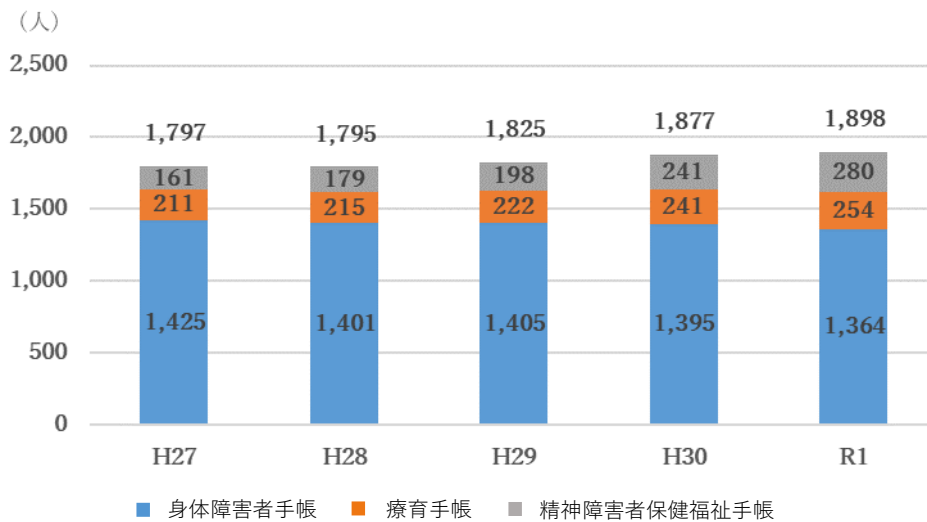
障がい児の健やかな成長を支援するため、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育就労支援などの関係機関と連携を図り、乳幼児期から切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築を目指すとともに、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の充実に努めます。

第2章 障がい者の状況

1 障害者手帳所持者の状況

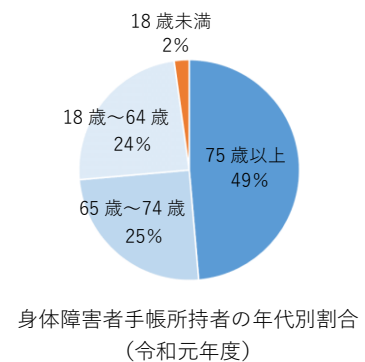
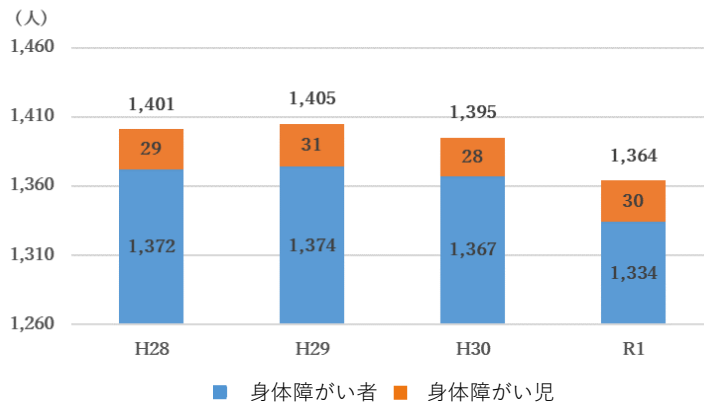
(1) 障害者手帳所持者の推移（各年度末の人数）

障害者手帳所持者を全体で見ると、手帳所持者は毎年増加しています。



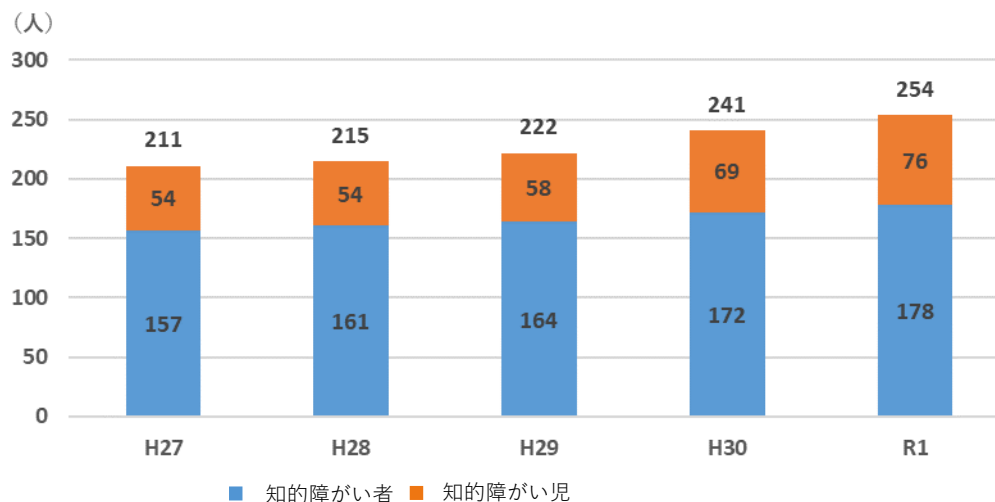
① 身体障害者手帳所持者の推移（各年度末の人数）

身体障がい者（18歳以上）は平成25年度をピークに減少傾向にあり、身体障がい児（18歳未満）はほぼ横ばいで推移しています。また、年代別割合では75歳以上が全体の約半分を占めています。



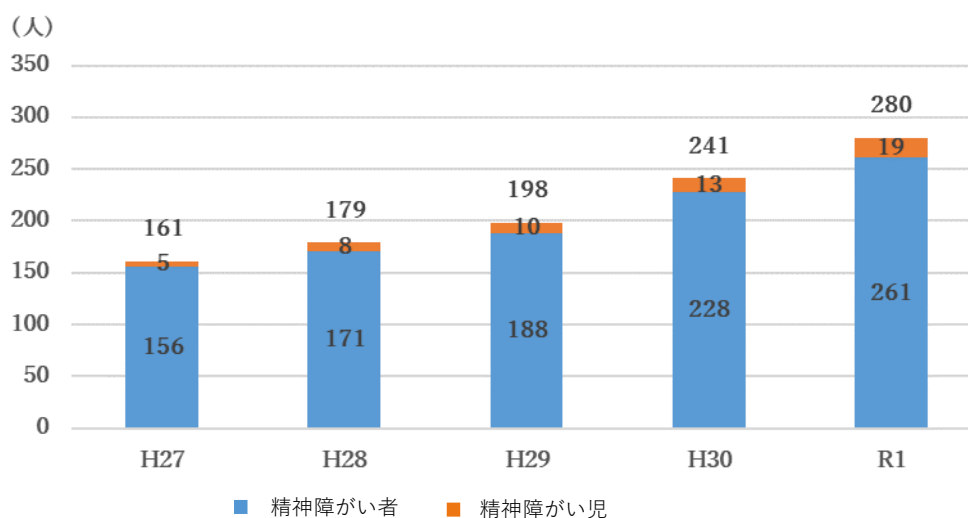
②療育手帳所持者の推移（各年度末の人数）

知的障がい者（18歳以上）、知的障がい児（18歳未満）ともに増加しています。



③精神保健福祉手帳所持者の推移（各年度末の人数）

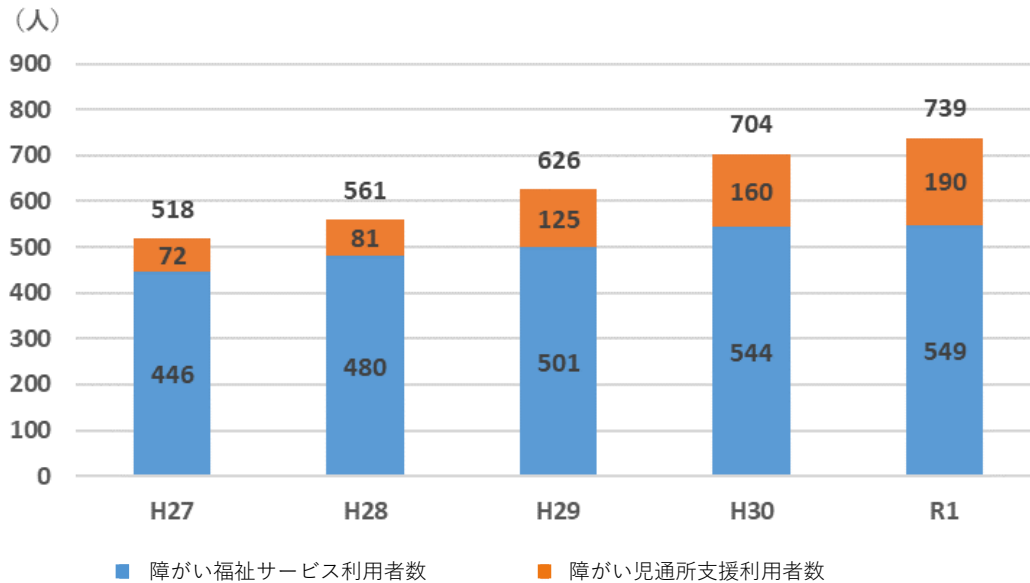
精神保健福祉手帳所持者の全体数は、この5年間で急激に増加しています。とくに、精神障がい者（18歳以上）の増加が顕著です。



2 障がい福祉サービス利用者の状況

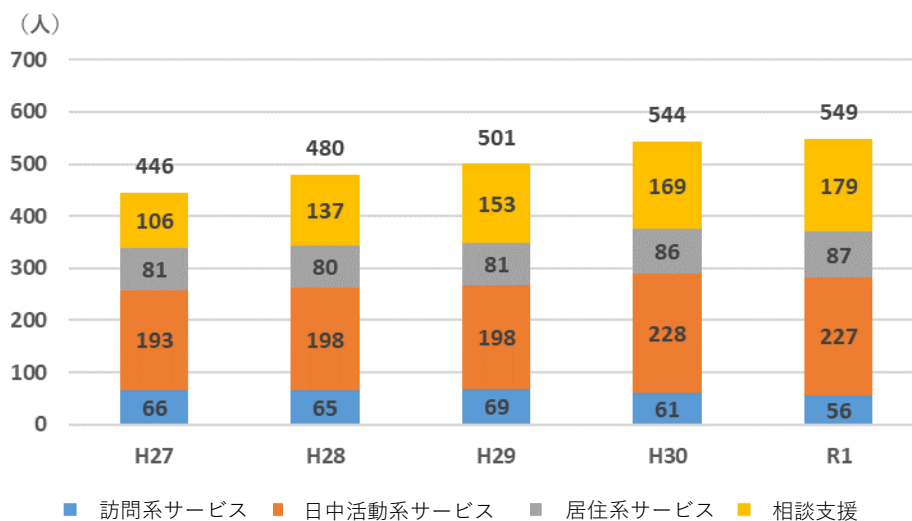
① 障がい福祉サービス利用者数の推移（各年度末の人数）

障がい福祉サービス利用者は、毎年増加しており、令和元年度は739人と平成27年度の約1.4倍となっています。



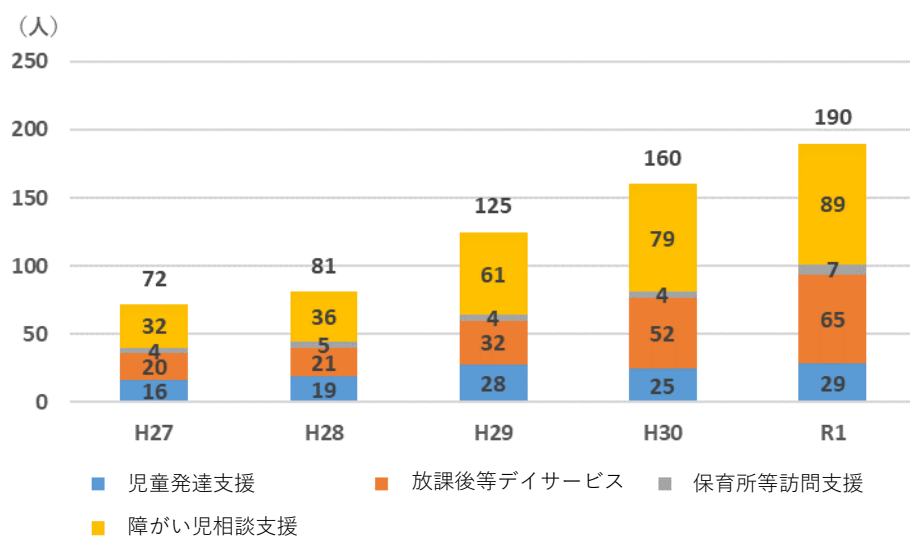
② 障がい福祉サービス 種類別利用者数の推移（各年度末の人数）

サービス種類別に見ると、訪問系サービスと居住系サービスはほぼ横ばいで推移し、日中活動系サービスと相談支援が増加しています。



③ 障がい児通所支援 種類別利用者数の推移（各年度末の人数）

障がい児通所支援利用者数は毎年増加しており、特に放課後等デイサービスと障がい児相談支援の増加が顕著です。



第 3 章 成果目標

自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和 5 年度を目標年度として、必要な障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等を提供する体制の確保に関する成果目標を、国の基本指針に即して、以下のとおり設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】

①福祉施設入所者数の減少	令和 5 年度末の福祉施設入所者数を令和元年度末時点の人数から 1.6%以上削減することを基本とする。
②地域生活への移行	令和元年度末時点の福祉施設入所者の 6 %以上が地域生活へ移行することとする。

【本町における成果目標】

項目	数 値	備 考
現入所者数	57 人	令和元年度末の施設入所者数 (A)
目標年度入所者数	56 人	令和 5 年度末時点の利用見込み
目標値 (削減見込み)	1 人	令和元年度末の入所者数 (A) の 1.75%
目標値 (地域生活移行数)	4 人	// (A) の 7%

取組の方向性

障がい者等の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮し、関係機関と連携し、生活の場の確保や地域相談支援（地域移行支援）体制の整備・充実を進め、地域生活への移行に努めます。また、地域住民や家族、施設などの地域生活への移行に対する理解促進に努めます。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の指針】

国は、精神科病院における長期入院患者の地域移行を進めるにあたり、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることとし、その目標値を次のように設定しています。

- ・精神障がい者の精神病床からの退院後一年以内における地域生活日数の平均
316 日以上（H30 年時点の上位 10%の都道府県の水準）
- ・精神病床の 1 年以上入院患者数
10.6 万人～12.3 万人（H30 年度の 17.2 万人と比べて 6.6 万人～4.9 万人減）
- ・退院率
3 か月後 69%以上、6 か月後 86%以上、1 年後 92%以上
（H30 年時点の上位 10%の都道府県の水準）

【本町における成果目標】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議を行います。
--------------------------------	-------------------------------------

取組の方向性

国の指針を踏まえ、精神障がい者が安心して自分らしく暮らすことができるように、県及び保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に向けて取り組みます。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の指針】

障がい者等の地域生活に対する安心感を担保し、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた支援体制として、「地域生活支援の拠点等」の機能を強化する必要があります。

- ・「地域生活支援拠点等」に期待する機能
 - ①地域生活への移行や親元からの自立に関する相談受付
 - ②一人暮らしやグループホームへの入居等の体験機会・場の提供

- ③緊急時の受入対応体制の確保
- ④人材の確保・養成等による専門性の確保
- ⑤コーディネーターの配置等による地域の体制づくり

機能の充実に関する指針	令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討する。
-------------	---

【本町における成果目標】

地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点は、平成29年7月に町内に1か所設置済みです。年一回以上運用状況を検証及び検討します。
--------------------	---

取組の方向性

国の指針を踏まえ、令和5年度末までの間、町内または圏域内に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討します。

4

福祉施設から一般就労への移行

【国の指針】

①令和5年度の年間一般就労移行者数	福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の数について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。 就労移行支援事業については令和元年度一般就労への移行実績の1.3倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。
②令和5年度における就労定着支援事業利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
③就労定着支援事業による就労定着率	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

【本町における成果目標】

項目	数 値	備 考
令和元年度の年間一般就労移行者数 (基準値)	6 人	(A)
目標値①-1 令和 5 年度の年間一般就労移行者数	8 人	(A) × 1.27
就労移行支援事業による令和元年度 一般就労移行者数 (基準値)	3 人	(B)
目標値①- 2 就労移行支援事業による令和 5 年度 一般就労移行者数	4 人	(B) × 1.3
就労継続支援 A 型事業による令和元 年度一般就労移行者数 (基準値)	3 人	(C)
目標値①- 3 就労継続支援 A 型事業による令和 5 年度一般就労移行者数	4 人	(C) × 1.26
就労継続支援 B 型事業による令和元 年度一般就労移行者数 (基準値)	0 人	(D)
目標値①- 4 就労継続支援 B 型事業による令和 5 年度一般就労移行者数	1 人	(D) × 1.23
目標値② 令和 5 年度における就労移行支援事 業等を通じて一般就労に移行する者 のうち、就労定着支援事業を利用す る割合	70.0%	就労移行支援事業等を通じた一般就労 への移行者のうち 7 割が就労定着支援 を利用することを旨す。
目標値③ 就労定着支援事業による就労定着率	就労定着率 が 8 割以上 の事業所 70.0%	就労定着支援事業所のうち、就労定着 率が 8 割以上の事業所が全体の 7 割以 上となることを旨す。

取組の方向性

本人の就労意欲を喚起させるとともに、家族、施設などの一般就労に向けた理解の促進を図り、一般就労をめざすサービスの利用を促進します。

また、公共職業安定所や障がい者就労・生活支援センターなどの関係機関と連携し、障がい者雇用の理解促進や就労相談・情報提供体制の整備を図り、一般就労への移行を推進します。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、身近な地域で支援できる体制の構築を行う必要があります。

居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の専門的な支援の確保と共生社会の実現のため、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携し、乳幼児期から一貫した効果的な支援を身近な地域で提供する体制を構築することが国の基本指針で示されています。

【国の指針】

①児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。（圏域での設置可）
②保育所等訪問支援の充実	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。（圏域での設置可）

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置	令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。(圏域での設置可)
--	---

【本町における成果目標】

項目	数 値	備 考
①児童発達支援センターの設置	1 か所以上	町内または圏域で、1 か所以上の設置を目指します。
②保育所等訪問支援の充実	—	利用しやすい環境づくりなど支援体制のさらなる充実を目指します。
③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所以上	町内または圏域で、1 か所以上の設置を目指します。
④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置	1 か所以上	町内及び近隣の関係機関が連携を図るための協議の場を必要に応じて設置します。また、町内または圏域で、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を検討します。

取組の方向性

児童発達支援センターの設置に向けて、朝倉圏域市町村、事業所と協議及び調整を行います。保育所等訪問支援、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に取り組みます。また、医療的ケア児に対して関係機関が連携して支援するための協議の場を必要に応じて設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について関係機関と協議します。

6 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、当事者が抱える複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、関係機関との連携を行うことができる相談支援体制の構築が不可欠です。

【国の指針】

相談支援体制の充実・強化	令和5年度末までに各市町村または圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業者の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組の実施など、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
--------------	--

取組の方向性

国の指針を踏まえ、令和5年度末までに、町内または圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の整備をめざします。

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等は多様化するとともに多くの事業者が参入しています。利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくために、障害者総合支援法の具体的内容を理解するとともに、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているかの検証や、自立支援審査支払等システムなどを活用した請求の過誤をなくするための取組が必要です。あわせて適正な運営を行っている事業所を確保することが必要です。

【国の指針】

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和 5 年度末までに、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用や自立支援審査支払等システムによる審査結果などを事業者や関係自治体等と共有する体制を構築する。
---------------------------------	---

【本町における成果目標】

障がい福祉サービス等に係る研修会の実施	圏域の自治体や関係事業所等で構成する朝倉地区障害者等自立支援協議会の各部会において、情報共有や研修会を開催します。
---------------------	---

取組の方向性

県が実施する研修をはじめ、各種研修を活用して職員の資質向上に努めます。また自立支援審査支払等システムによる審査結果などを共有する体制の構築に向けて取り組みます。

第4章 障がい福祉サービスの活動指標

1 訪問系サービス

【サービス内容】

①居宅介護【介護給付】

ホームヘルプサービスの支給が必要な障がいのある人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助、通院時の介助を行うサービスです。

- ・ 障害支援区分 1 以上（児童についてはこれに相当）の人

②重度訪問介護【介護給付】

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

- ・ 障害支援区分 4 以上で要件を満たす人

③行動援護【介護給付】

知的障がい、精神障がいによる行動上の著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

- ・ 障害支援区分 3 以上で要件を満たす人（児童についてはこれ相当）

④重度障害者等包括支援【介護給付】

障害支援区分 6（児童については区分 6 相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

⑤同行援護【介護給付】

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行うサービスです。

【実績及び見込量】 ※「時間」：月間のサービス提供時間

サービスの種別	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①居宅介護	時間	135	161	170	180	180	180
	人	15	17	19	20	20	20
②重度訪問介護	時間	526.5	402.5	745	745	745	745
	人	2	2	3	3	3	3
③同行援護	時間	48	34	45	45	45	45
	人	3	2	4	4	4	4
④行動援護	時間	0	0	11	11	11	11
	人	0	0	1	1	1	1
⑤重度障がい者 等包括支援	時間	0	0	250	250	250	250
	人	0	0	1	1	1	1

※令和2年度以降は見込み。以下同じ。

支援の方向性

福祉施設から地域生活への移行や障がいのある人の地域生活を支えるうえで、訪問系サービスが中心的役割を担うと考えられます。適切な支給量となるように勘案し、過少または過多にならないように努めます。

2 日中活動系サービス

【サービス内容】

①生活介護【介護給付】

常時介護が必要であり、障害支援区分3（障がい者支援施設に入所する場合は、区分4）以上である人、または年齢50歳以上で障害支援区分2（同じく入所する場合は区分3）以上である人に対して、昼間に、入浴・排せつ・食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

②自立訓練（機能訓練）【訓練等給付】

障がいのある人に対して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などを行うサービスです。

③自立訓練（生活訓練）【訓練等給付】

障がいのある人に対して、入浴、排せつ及び食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などを行うサービスです。

④就労移行支援【訓練等給付】

就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の障がいのある人を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練、求職活動に関する支援などを行うサービスです。

⑤就労継続支援（A型）【訓練等給付】

一般企業等での就労が困難で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がいのある人を対象に、雇用契約に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

⑥就労継続支援（B型）【訓練等給付】

一般企業等での就労が困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力向上のための訓練などを行うサービスです。

⑦就労定着支援【訓練等給付】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境の変化によって生じた日常生活や社会生活を営む上での様々な問題に関して、相談、指導、助言など必要な支援を行うサービスです。

⑧療養介護【介護給付】

長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関における機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行うサービスです。

⑨短期入所【介護給付】

自宅で介護する人が病気の場合などに、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人を対象に、短期間、夜間も含めて入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

【実績及び見込量】※「人日」：月間の利用人員(実人数)×1人1月当たりの平均利用日数

サービスの種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①生活介護	人日	1674	1629	1645	1665	1685	1705
	人	81	80	81	82	83	84
②自立訓練 (機能訓練)	人日	58	43	60	60	60	60
	人	3	2	3	3	3	3
③自立訓練 (生活訓練)	人日	0	22	26	26	26	26
	人	0	1	2	2	2	2
④就労移行支援	人日	137	191	295	330	365	395
	人	9	11	18	20	22	24
⑤就労継続支援 (A型)	人日	350	336	375	395	455	515
	人	17	18	19	20	23	26
⑥就労継続支援 (B型)	人日	864	1006	1195	1305	1420	1550
	人	45	56	65	70	76	82
⑦就労定着支援	人	2	2	5	6	7	9
⑧療養介護	人	7	7	8	8	8	8

サービスの種別	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
⑨福祉型短期入所	人日	45	43	85	85	85	85
	人	8	9	11	11	11	11
⑨医療型短期入所	人日	8	10	20	20	20	20
	人	1	1	3	3	3	3

支援の方向性

障がいのある人が安心して地域で自立した生活をするためには、生活介護や就労支援などの日中活動系サービスの提供が不可欠です。必要なサービス量の確保のため、事業者の新規参入を推進するとともに、各関係機関のネットワーク形成に努め、個々のニーズに応じたサービス提供体制の充実を図ります。

3 居宅支援・施設系

【サービス内容】

①自立生活援助【訓練等給付】

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人に対して、一定期間にわたり巡回訪問等をし、またその人の理解力や生活力等を補う観点から適時のタイミングで支援を行います。

②共同生活援助【訓練等給付】

地域で共同生活を営むことができる障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や日常生活上の援助を行います。障害支援区分2以上で身の回りの介護が必要な方については、入浴、排せつ、食事の介護等も行います。

③施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援を受けている障がいのある人で、入所しながらの訓練が必要かつ効果的と認められる人、地域の社会資源などの状況により通所が困難な人、または生活介護を受けている障害支援区分4（50歳以上の場合、区分3）以上の人を対象に、施設に入所して夜間や休日に入浴、排せつ及び食事の介護等を行うサービスです。

【実績及び見込量】

サービスの種別	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①自立生活援助	人	0	0	1	1	1	1
(内) 精神障がい者	人	0	0	0	1	1	1
②共同生活援助	人	21	21	27	28	29	30
(内) 精神障がい者	人	4	7	7	10	13	16
③施設入所支援	人	59	58	58	58	57	57

支援の方向性

障がいのある人が仲間とともに地域の中で必要な支援や介護を受けながら生活する場であるグループホームは、今後ますます必要性が高まると考えられます。事業者の新規参入を推進するとともに、地域への理解促進に努めます。

また施設入所支援については、国の指針に基づき、地域移行を推進することにより、令和元年度末時点の数値よりも1.6%削減することを目標値とします。

4 相談支援

【サービス内容】

①地域相談支援（地域移行支援）

障がい者支援施設等に入所または精神科病院に入院している人で、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保をはじめとした各種相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用援助など、円滑な地域移行のための支援を行います。

②地域相談支援（地域定着支援）

障がい者支援施設等や精神科病院から退所または退院した人や地域生活が不安定な人などに対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際の訪問や相談など、障がいのある人の地域生活の継続に関する支援を行います。

③計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するために、障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案しサービス等利用計画を作成します。また、定期的なモニタリングを行い、サービス等利用計画を見直します。

【実績及び見込量】

サービスの種別	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①地域相談支援 （地域移行支援）	人	0	0	1	1	1	1
（内） 精神障がい者	人	0	0	0	1	1	1
②地域相談支援 （地域定着支援）	人	0	0	1	1	1	1
（内） 精神障がい者	人	0	0	0	1	1	1
③計画相談支援	人	163	176	205	210	215	220

支援の方向性

圏域内の民間事業者に対して相談支援事業所（指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所）の開設を働きかけるとともに、福岡県が実施する相談支援専門員研修に関する情報提供を行うことによって、圏域における相談支援従事者及び指定事業所の増加を図ります。

5 障がい児通所支援及び相談支援

【サービス内容】

①児童発達支援

未就学の障がい児が対象となります。日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与または集団生活への適応訓練などの支援を行います。

②放課後等デイサービス

就学している障がい児が対象となります。放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。

③保育所等訪問支援

保育所（園）・幼稚園・小学校等に通う障がい児が対象となります。事業者がその施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的支援等を行います。

④居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児が対象となります。障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

⑤医療型児童発達支援

医学的管理下での指導の必要性がある未就学の障がい児が対象となります。児童発達支援と同様の指導や訓練等を行うとともに、治療を行います。

⑥障がい児相談支援

障がい児通所支援の利用申請に伴い、その児童や保護者の個々のニーズに応じた障がい児支援利用計画を作成します。サービスの支給決定後は、一定期間ごとにサービスの利用状況や児童・保護者の意向などを確認するモニタリングを行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

【実績及び見込量】 ※「人日」：月間の利用人員(実人数)×1人1月当たりの平均利用日数

サービスの種別	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①児童発達支援	人日	161	187	215	240	270	310
	人	22	26	30	35	41	48
②放課後等デイ サービス	人日	720	679	1190	1330	1470	1610
	人	50	49	85	95	105	115
③保育所等訪問 支援	人日	0	0	9	9	9	9
	人	0	0	9	9	9	9
④居宅型児童発 達支援	人日	0	0	8	8	8	8
	人	0	0	1	1	1	1
⑤医療型児童発 達支援	人日	0	0	8	8	8	8
	人	0	0	1	1	1	1
⑥障がい児相談 支援	人	78	89	115	130	146	163

支援の方向性

地域自立支援協議会等の意見を踏まえながら、地域のニーズ把握や課題の抽出を行い、サービス量及び質の確保に取り組めます。また、地域自立支援協議会の計画相談部会や関係機関との意見交換会などを実施し、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援に携わる人材の育成支援等を行うことで、障がい児相談支援事業の質の向上に取り組めます。

第5章 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に規定された市町村が主体となって実施する事業で、障がいのある人がその能力や適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むためのサービスを提供するものです。地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、福祉の増進を図ります。

1 相談支援事業

サービスの内容及び見込み量

障がいのある人や家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、地域におけるネットワークの構築が不可欠であることから、地域自立支援協議会に対して、相談支援事業の実施状況報告や情報提供に取り組み、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。

障がい者相談支援事業	筑前町社会福祉協議会 ※補助事業として実施
地域自立支援協議会	広域（筑前町、朝倉市、東峰村）及び町単独

【実績及び見込量】

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい者相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

支援の方向性

障がい種別に関わらず相談に応じられるよう、専門職員の配置を図るなど総合的な相

談支援体制の確立を図ります。福祉サービスの利用援助（相談、情報提供、助言、連絡調整等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、専門機関の紹介等（成年後見制度の利用支援を含む）の相談支援を行います。

また、地域において相談支援事業を適切に実施していくために設置した地域自立支援協議会にて、相談支援事業の運営評価、困難事例への対応のあり方、就労・雇用の支援や地域資源の開発及び改善についての協議並びに指導・助言を行うとともに、地域の関係機関によるネットワークの構築を図ります。

2 意思疎通支援事業

サービスの内容及び見込み量

聴覚及び音声・言語機能障がいのある人に対して、社会生活におけるコミュニケーション手段の確保を支援するため、要約筆記奉仕員や手話奉仕員を派遣することにより、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。

意思疎通支援事業	要約筆記奉仕員派遣事業	筑前町社会福祉協議会 ※委託事業として実施
	手話奉仕員派遣事業	筑前町社会福祉協議会 ※委託事業として実施

【実績及び見込量】

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	延人数	32人	54人	45人	49人	53人	57人

支援の方向性

聴覚及び音声・言語機能障がいのある人の外出や社会参加を支援するため、地域における手話奉仕員や要約筆記者を把握するとともに、ボランティア団体や手話サークル等

との連携を強化し、手話奉仕員や要約筆記者の人材の養成・確保に努めます。

また、障がいのある人を対象に意思疎通支援事業を周知し、サービスの利用促進を図ります。

3 日常生活用具給付等事業

サービスの内容及び見込み量

障がいのある人に対して、以下のような日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図るサービスです。

① 介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マットなど、身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いる椅子などです。

【実績及び見込量】

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護・訓練支援用具	件	3	5	5	6	6	7

② 自立生活支援用具

入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者（児）の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具です。

【実績及び見込量】

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立支援生活用具	件	3	6	6	6	7	7

③ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器、盲人用体温計など、障がい者（児）の在宅療養等を支援する用具です。

【実績及び見込量】

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
在宅療養等支援用具	件	2	6	6	6	7	7

④情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭など障がい者（児）の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具です。

【実績及び見込量】

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
情報・意思疎通支援用具	件	15	18	18	18	18	18

⑤排泄管理支援用具

ストーマ装具等、障がい者（児）の排泄管理を支援する衛生用品です。

【実績及び見込量】

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
排泄管理支援用具	件	631	634	640	645	650	655

⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障がい者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

【実績及び見込量】

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
住宅改修費	件	1	0	1	1	1	1

支援の方向性

障がいのある人が安定した日常生活を送るため、日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、事業の周知を図り、障がい種別や程度などそれぞれの特性に合った適切な日常生活用具の給付に努めます。

4 移動支援事業

サービスの内容及び見込み量

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を目的とする外出の際の移動を支援するサービスです。

移動支援事業	指定障がい福祉サービス事業者 ※給付事業として実施
--------	---------------------------

【実績及び見込み量】

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援 事業	実施箇所数 (※)	15か所	15か所	15か所	15か所	15か所	15か所
	実人数	17人	14人	16人	16人	16人	16人
	のべ時間数	1099.5時間	1043時間	1090時間	1090時間	1090時間	1090時間

(※) 契約事業所数

支援の方向性

障がいのある人の社会参加や余暇活動を促すため、事業の周知に努めるとともに、事業者の新規参入の促進を図るなどサービス提供体制の整備に努めます。

5 地域活動支援センター機能強化事業

サービスの内容及び見込み量

障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の機会を提供するサービスです。

地域活動支援センター機能強化事業	ひだまり（Ⅲ型）・みるくはうす（Ⅲ型） ※補助事業として実施
------------------	--------------------------------

【実績及び見込量】

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援センターⅢ型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
利用見込み者数（月平均）	16人	27人	27人	32人	32人	32人

※利用見込み者数は町外も含めた数である。

支援の方向性

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るため、地域活動支援センターの機能の充実強化に努め、障がいのある人の地域生活支援を促進します。

6 その他事業

サービスの内容及び見込み量

①訪問入浴サービス事業

地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

訪問入浴サービス事業	指定障がい福祉サービス事業者 ※委託事業として実施
------------	---------------------------

【実績及び見込量】

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問入浴サービス事業	実人数	1人	2人	3人	3人	3人	3人
	のべ回数	51回	114回	150回	150回	150回	150回

②日中一時支援事業

一時的に見守りなどの支援が必要な障がいのある人に対して、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労や一時的な休息を支援します。

日中一時支援事業	指定障がい福祉サービス事業者 ※給付事業として実施
----------	---------------------------

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日中一時支援事業	実施箇所数 (※)	19か所	19か所	19か所	19か所	19か所	19か所
	実人数	17人	14人	18人	18人	18人	18人
	のべ利用回数	127.5回	123回	175回	175回	175回	175回

(※) 契約事業所数

④福祉タクシー料金助成事業（町単独事業）

在宅（自宅）で生活する重度障がい者が利用するタクシーの乗車運賃の一部を助成することにより、社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
福祉タクシー料金助成 事業	実人数	88人	91人	100人	100人	100人	100人

支援の方向性

事業内容の周知に努め、利用を促進します。また、障がいのある人の利用ニーズを把握し、障がいの特性に合った適切なサービスを提供できるよう努めます。また、日中一時支援事業については、福祉サービス事業者と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

※これらの事業のほかに、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な知的障がい者または精神障がい者に対して、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について補助する成年後見制度支援事業や、地域の障がい児等支援の取組の充実を図る障がい児支援体制整備事業などを継続実施します。

第 6 章 障がい福祉サービスの

円滑な実施のために

1 障がい者等に対する虐待の防止

①体制の充実と周知

障がいのある人に対する虐待を未然に防止し、万一虐待が発生した場合において迅速かつ適切な対応を行うため、関係機関との連携を図るとともに、虐待防止等に関する啓発活動を行います。

2 障がいを理由とする差別の解消の推進

①啓発活動の実施

障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、さまざま機会や場を通じて啓発活動を行います。

②障害者差別解消支援地域協議会の設置

地域における課題解決を図るため、朝倉地域障害者自立支援協議会に障害者差別解消支援地域協議会を設置し、情報共有や連携、啓発活動などを行います。

3 事業所における利用者の安全確保に向けた取り組み

①災害等に備えるための支援

朝倉地域障害者自立支援協議会において、災害を想定した日ごろからの備えや連携に関する意識啓発を行います。

筑前町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

発行年月◎令和3年3月改正

発行◎福岡県 筑前町

編集◎筑前町 福祉課

〒838-0802 福岡県朝倉郡筑前町久光 951 番地 1

TEL : 0946-23-8490 FAX : 0946-24-8751